

「原因の究明」に関する資料（感染症発生動向調査等）

- ① 結核に関する特定感染症予防指針（抜粋）・・・・・・・・・・ P 1
- ② 感染症発生動向調査について・・・・・・・・・・ P 2
- ③ 結核登録者情報システム・・・・・・・・・・ P 5
- ④ 結核登録者情報システムの主な入力項目と入力率・・・・・・・・ P 12
- ⑤ 自治体アンケート結果（抜粋）・・・・・・・・・・ P 15
- ⑥ 病原体サーベイランスの現状・・・・・・・・・・ P 18
- ⑦ 結核研究所 菌バンクの機能について・・・・・・・・・・ P 24

「結核に関する特定感染症予防指針（抜粋）」

予 防 指 針	指針に基づく 施策	議 論 の 視 点
第一 原因の究明		
一 基本的考え方		
<p>国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)においては、結核に関する情報の収集及び分析並びに公表を進めるとともに、海外の結核発生情報の収集については、関係機関との連携の下に進めていくことが重要である。</p>	<p>○感染症発生動向調査事業【補助金】(結核を含む)</p>	
二 結核発生動向調査の体制等の充実強化		
<p>結核の発生状況は、法による届出や入院退院報告、医療費公費負担申請等を基にした発生動向調査により把握されている。結核の発生動向情報は、まん延状況の監視情報のほか、発見方法、発見の遅れ、診断の質、治療の内容や成功率、入院期間等の結核対策評価に関する重要な情報を含むものであるため、都道府県等は、地方結核・感染症サーベイランス委員会の定期的な開催や、発生動向調査のデータ処理に従事する職員の研修等を通じて、確実な情報の把握及び処理その他精度の向上に努める必要がある。</p>	<p>○結核地域格差改善等事業【結核研究所国庫補助事業】(～H20) ○結核登録者情報提供等事業【結核研究所国庫補助事業】(H21～)</p>	<p>☆都道府県等において、地方結核・感染症サーベイランス委員会の定期的な開催や、発生動向調査のデータ処理に従事する職員の研修等、確実な情報の把握及び処理その他制度の向上が図られているか。 ☆発生動向調査については、入力率が低い項目がある等の課題を踏まえて、質の向上、効率的活用のため、入力項目の見直しが必要か。 ☆耐性結核対策の強化、リスクグループの洗い出し等を目的として、病原体サーベイランス(薬剤耐性及び分子疫学的調査)の体制構築について検討することが必要か。</p>

感染症の発生動向調査(サーベイランス)について

感染症法(第12条及び第14条)に基づき、診断医療機関から保健所へ届出のあった情報について、保健所から都道府県庁、厚生労働省を結ぶオンラインシステムを活用して収集し、専門家による解析を行い、国民、医療関係者へ還元(提供・公開)することで、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するもの。

1. 患者発生サーベイランス

(1) 法第12条に基づく医師の届出(全数) 結核を含む76疾患

- 周囲への感染拡大防止を図ることが必要な場合
- 発生数が希少な感染症のため、定点方式での正確な傾向把握が不可能な場合

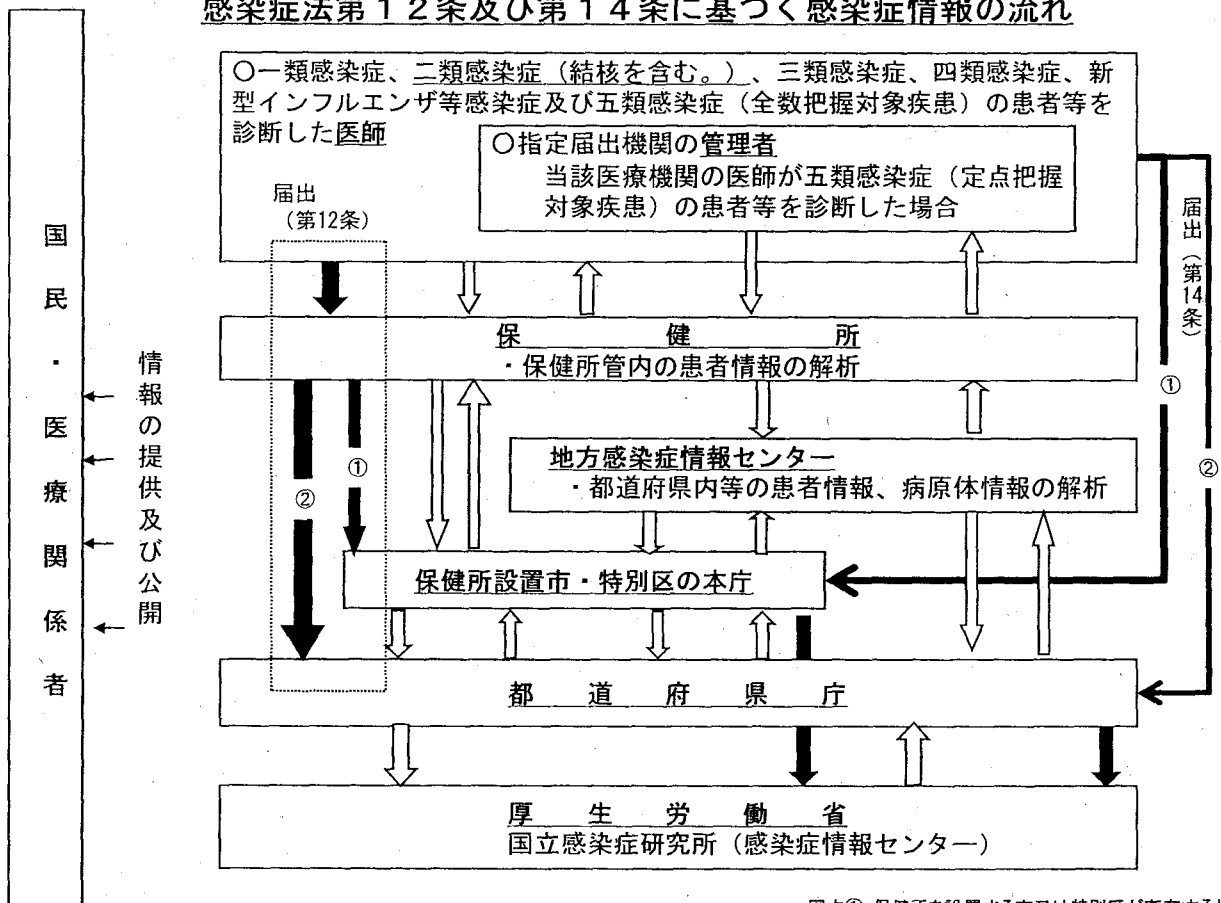
(2) 法第14条に基づく指定届出機関(※)の管理者の届出(定点)

結核を含む25疾患

- 発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で全数を把握する必要がない場合

※発生状況の届出を担当させる病院及び診療所を都道府県が指定

感染症法第12条及び第14条に基づく感染症情報の流れ



図中①: 保健所を設置する市又は特別区が存在する場合
図中②: 都道府県が直接保健所を設置している場合

(参考)

病原体サーベイランスについて

患者発生サーベイランスで報告された患者に由来する検体から病原体を分離・同定し、病原体の動向を監視するもの。感染症発生動向調査事業(予算事業)として実施。

○全数把握の疾病 (結核など)

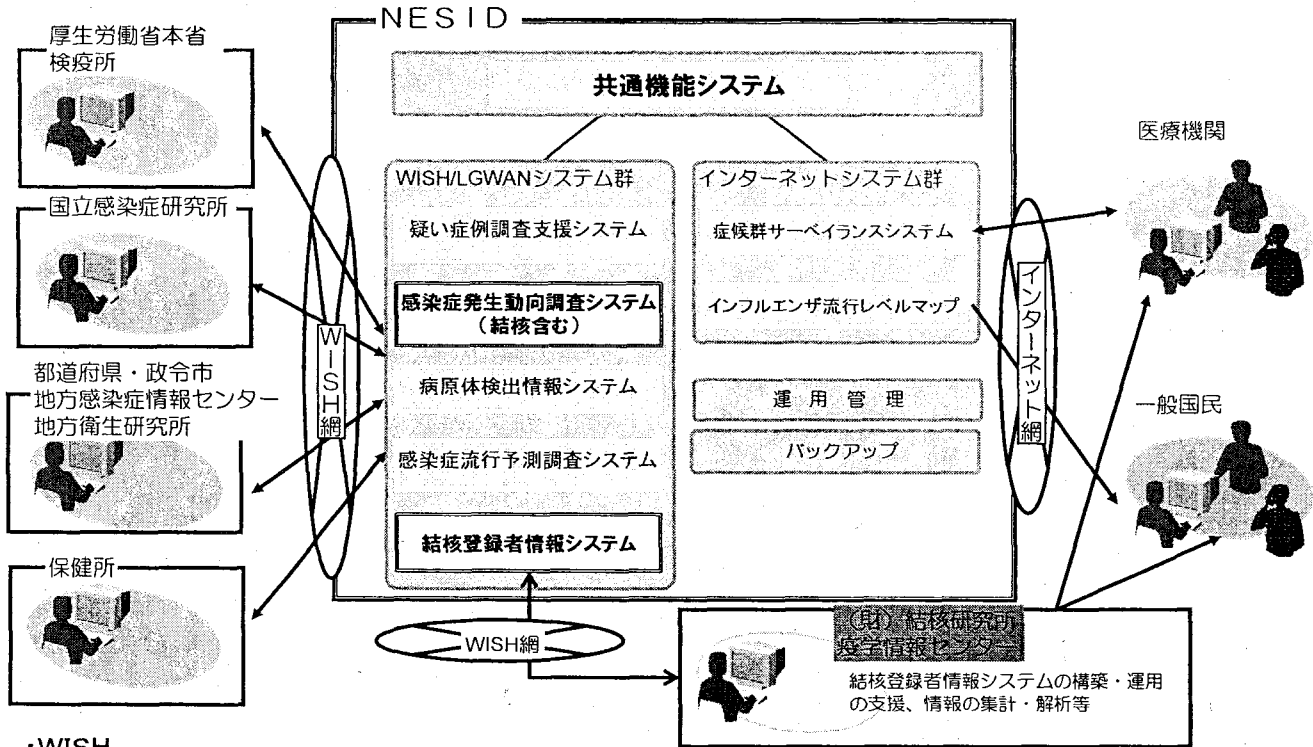
- ・医師から患者発生届出を受けた保健所は、必要に応じて、病原体検査のための検体及び病原体情報について地方衛生研究所への提供依頼を行う。
- ・診断した医師は、協力可能な範囲において地方衛生研究所に検体を送付する。

○定点把握の疾病

- ・都道府県は、病原体の分離等の検査情報を収集するため、患者定点として選定された医療機関の中から病原体定点を選定する。
- ・選定された医療機関は、検体を採取し地方衛生研究所に送付する。

※地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えて集団発生があった場合等は、検体を国立感染症研究所に送付する

感染症サーベイランスシステム (NESID) 概要



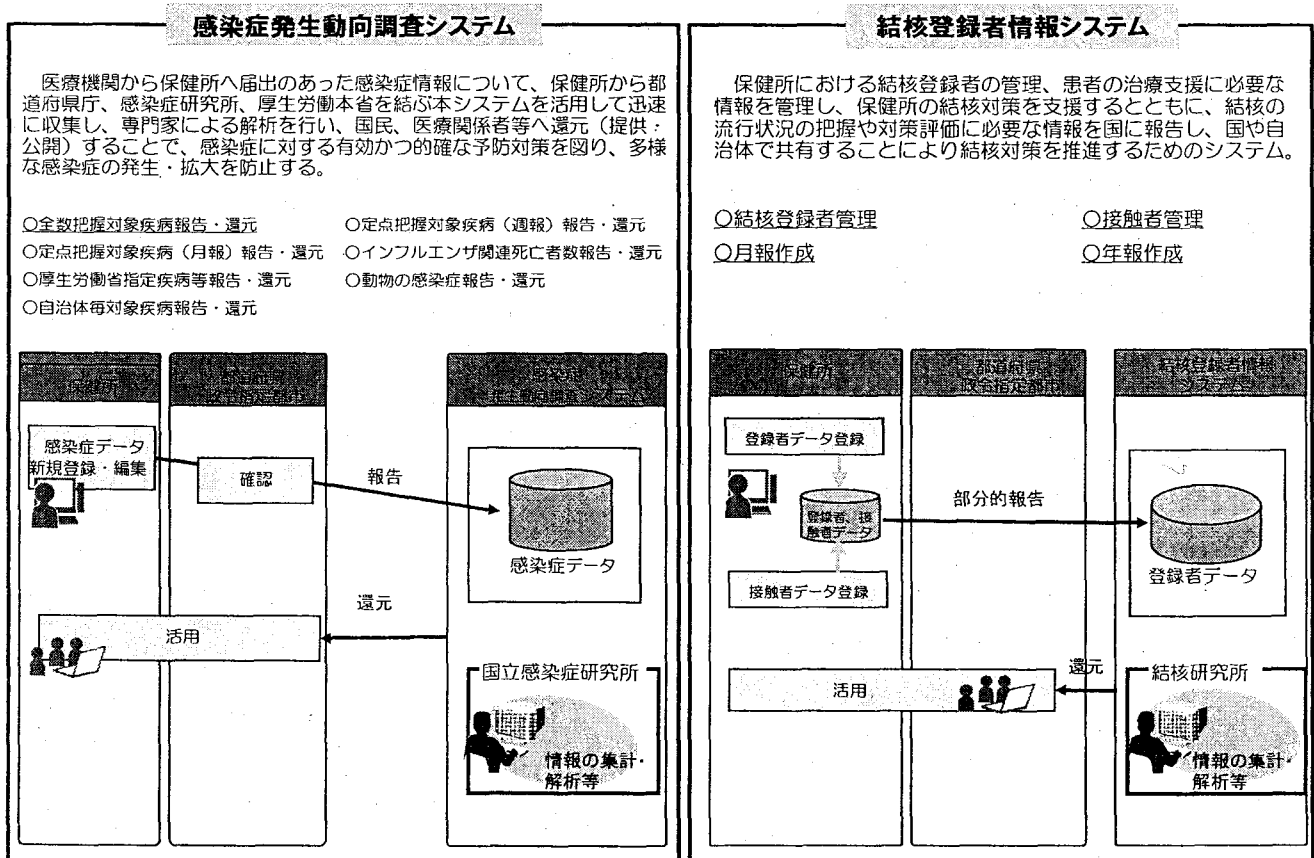
・WISH

厚生労働行政総合情報システム。厚生労働省、国立感染症研究所、地方自治体本庁、保健所等との間で各種情報処理を行うための情報システム。

・LGWAN

地方自治体のLANを相互接続した広域ネットワーク。霞が関WAN(各省庁のLANを結ぶ省庁間ネットワーク)も接続されている。

感染症サーベイランスシステムのフロー図 (結核関連)

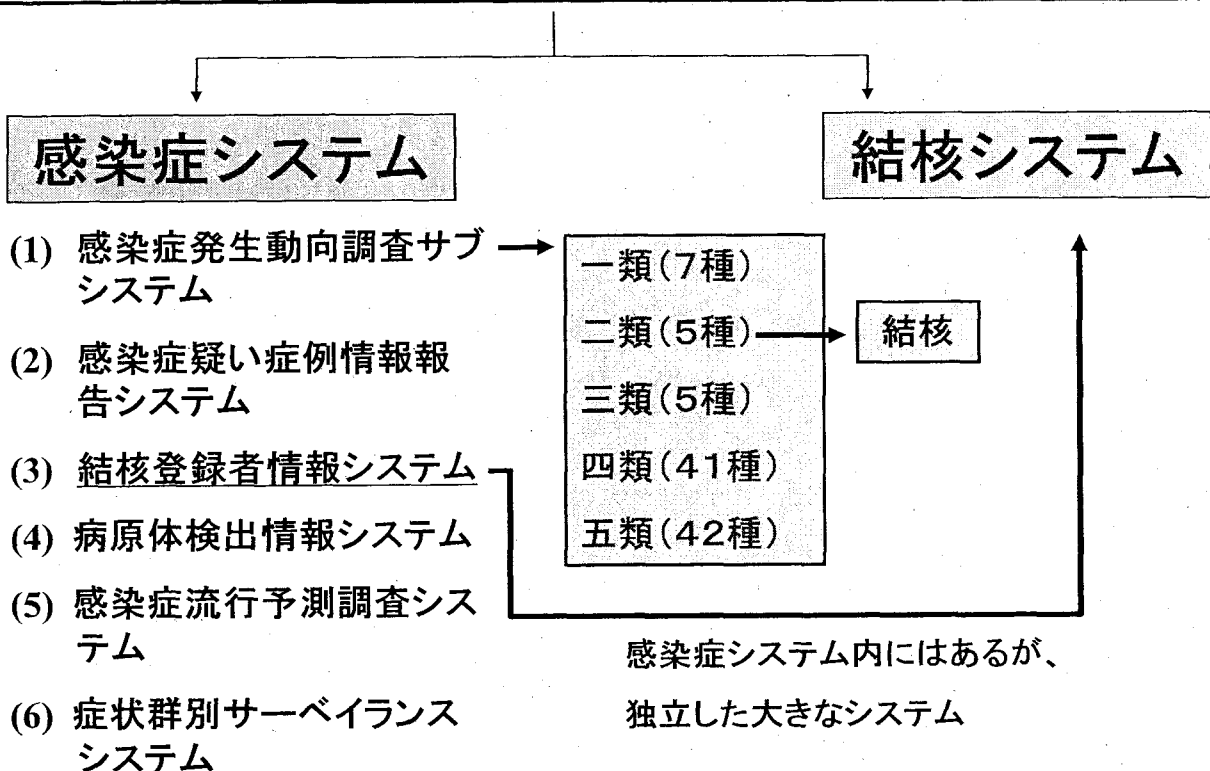


結核登録者情報システム

結核研究所疫学情報センター
大森正子



感染症サーベイランスシステム(NESID*)、2007年4月より



*National Epidemiological Surveillance of Infectious Disease



医師の氏名 _____ 印 _____ (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

感染症2類
 からも結核
 発生を入力
 するが、届
 出様式通り
 の入力



コンピュー
 タ入力画
 面もほぼ
 同じ

1 診断(検案)した者(死体)の類型 ・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢(①歳は月齢) 歳(か月)	6 当該者職業	
7 当該者住所 電話() -					
8 当該者所在地 電話() -					
9 保護者氏名			10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -		

11 症 状		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) 肺結核 2) その他の結核()		①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫核・飛沫感染(感染源の種類・状況)
・せき ・たん ・発熱 ・胸痛 ・呼吸困難 ・その他()		
12 診断方法		2 その他()
・塗抹検査による病原体の検出 検体: 喀痰・その他()		② 感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国 詳細地域)
・分離・同定による病原体の検出 検体: 喀痰・その他()		
・核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体: 喀痰・その他()		19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
・病理検査における特異的所見の確認 検体:() 所見:()		
・ツベルクリン反応検査 (発赤・硬結・水疱・壊死)		
・リンパ球の過剰増殖による放出インターフェロンの試験(QFT等)		
・画像検査における所見の確認 ()		
・その他の方法() 検体() 結果() 臨床決定()		
13 初診年月日	平成 年 月 日	
14 診断(検案)(※)年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日(※)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日(※)	平成 年 月 日	

結核登録者情報システムの構造(2007年より)

